

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・意見内容 (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板、三酸化二ガリウム又ダイヤモンドの基板 <u>((十八) に掲げるものを除く。)</u> 又はインゴット、ブールその他のプリフォーム ⇒…三酸化二ガリウム又ダイヤモンドの基板 <u>(貨物等省令第6条第十八号に該当するものを除く。)</u> に修正すべきである。この政令修正で、以下の貨物等省令の () 部分はない。 今回の改正箇所でないが、以下も同じように修正が必要。 ※(二十三) 多結晶の基板 ((十八) 及び(二十二) に掲げるものを除く。) 二十四 前二号のいずれかに該当する基板であって、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、<u>三酸化二ガリウム又はダイヤモンドのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの (第十八号に該当するものを除く。)</u> ⇒ <u>(第十八号に該当するものを除く。)</u> 削除 ・理由 『(18) に掲げるものを除く。』とは、”輸出令別表第一の7の項(18) に掲げるものを除く”である。その場合は、7項(18) に該当と非該当の両貨物を全て除くことになる。ここでは、省令第6条第二十四号に記載されているように、7項(18) に該当の貨物のみを除く意味である。よって、上記修正が必要である。 現状では、政令で(18) の該当・非該当が除かれており、既に省令に含まれない”6条十八号該当を除く”となっている。 ”…経済産業省令で示すもの”が、輸出令別表第一：○項に、外為令別表：○項(○)に記載されている為、外為令別表では、(○) に掲げるものを除くで、意味が成立するが、輸出令別表第一では成立しない。その解釈は添付資料を参照。 WAと以下の3. C. 6. と同じ意味になるように制定願います。 3. C. 6. Materials, not specified by 3.C.1., consisting of a “substrate” specified by 3.C.5. with at least one epitaxial layer of silicon carbide, gallium nitride, aluminium nitride, aluminium gallium nitride, gallium oxide (Ga2O3) or diamond.	輸出令別表第一の7の項の柱書において「次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの」と規定していますので、貨物等省令で規制対象となるもののうち、重複する貨物のみ除外されることとなります。 このため、原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	輸出貿易管理令別表第一 7の項（22） 【意見内容】 次のとおり修正する。 「七 （二十二）・・・三酸化ガリウム<u>又は</u>ダイヤモンドの基板・・・又はインゴット、・・・」 を 「七 （二十二）・・・三酸化ガリウム<u>若しくは</u>ダイヤモンドの基板・・・又はインゴット、・・・」 に変更する。 【理由】 同一文章内に「又はインゴット・・・」と記載されているためです。 なお、WAの規定によれば、次のとおり“substrates”とingotsの間に「, or」と記載されており、Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaIn), gallium oxide (Ga₂O₃)もsemiconductor “substrates”に係っているものと解釈できます。 3. C. 5. High resistivity materials as follows: a. Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaIn), gallium oxide (Ga₂O₃) or diamond semiconductor “substrates”, or ingots, boules, or other preforms of those materials, having resistivities greater than 10,000 ohm-cm at 20° C;	前段に規定するものが、それぞれ後段の「基板」と「インゴット」等に係るように規定する場合には、原案のような規定になります。 このため、原案のとおりとさせていただきます。
3	輸出貿易管理令別表第一 15の（2） 【意見内容】 「電波若しくは赤外線」を「電磁波」と修正する。 【理由】 CISTEC先端材料関連分科会より提出した「輸出貿易管理令別表第1の15の項（2）、貨物等省令第14条第二号の改正要望」2021 貿情セ調（経提）第2号（2021年7月30日（2021年8月31日再提出））に記載の通り、当該部分の改正案をWA原文で規制している“electromagnetic radiation”の日本語訳に対応する『電磁波』に統一することが望ましいと考えます。	電磁波ではその範囲が広すぎることから、規制対象の明確化のため「赤外線」を加えることとしたものです。 このため、原案のとおりとさせていただきます。
4	外為令別表 7の項（3） 【意見内容】 現行の「集積回路の設計又は製造に係る技術」を「集積回路の設計、製造又は使用に係る技術」と修正する。	今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	【理由】 意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。 貨物等省令第19条3項第四号は、 「電磁パルス又は静電放電による中断から1ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム」と法令文中に「設計」という単語を含んでいますが、ここでの「設計」は、第四号に相当するWA原文3.D.5 「"Software" specially designed to restore normal operation of a microcomputer, "microprocessor microcircuit" or "microcomputer microcircuit" within 1 ms after an Electromagnetic Pulse (EMP) or Electrostatic Discharge (ESD) disruption, without loss of continuation of operation.」 の「designed」に相当する訳であって、外為令7の項（3）の中の「設計（“development”）」に対応するものではありません。これは、例えば貨物等省令第19条3項第一号が、 「極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスク又はレチクルのパターンを設計するために特に設計したコンピューティショナル・リソグラフィ・プログラム」となっているところ、対応するWA原文3.D.3が 「'Computational lithography' "software" specially designed for the "development" of patterns on EUV-lithography masks or reticles.」 となっていることから明らかなです。 貨物等省令第19条3項第四号に相当する3.D.5においては、「“development” / “production” / “use”」の記述が無いため、「設計・製造・使用」のいずれかにあたるか限定していませんが、規制文の内容からマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサの専ら「使用」のプログラムが規制対象と考えられます。従って、上位法令である外為令7の項（3）に「使用」を追加することが適切と考えます。	
5	提出意見： 外為令 別表 6－（4）について 「4外為令別表の6の項（4）の経済産業省令で定める技術は、超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）とする。」は、下記ワッセナーアレンジメント原文より 「？の設計に必要な技術？」とすべきではないでしょうか。さもなければ、一般的な技術の工具（型）が規制対象になってしまいます。 例えば、耐熱鋼の鍛造に使用する工具（金型）の設計です。 この工具（金型）の設計技術のリスト規制該当、非該当は、使用する耐熱鋼の素材に関係します。（素	国際レジーム原文において対象となる技術は「係る技術」となっていることから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	材が室温引張試験で破断時の伸び率 20%以上か未満で判断します。20%未満の場合はリスト規制該当) しかし、金型を設計する技術は素材の破断時の伸び率に影響を受けるものではなく特別な技術ではありません。よって、係る技術となると、そのような特別な技術ではないものまで含まれるため、必要な技術として限定することが妥当と判断します。 同様に、拡散接合に関する工具（金型）の設計ですが、こちらも工具の設計に特別な技術を使用していません。理由は、製品を固定する工具などは、加工する素材の寸法に合わせた工具の設計であり拡散接合に直接影響を与える設計技術ではありません。こちらも係る技術となると特別な技術ではないものまで含まれるため、必要な技術として限定することが妥当と判断します。 ワッセナーアレンジメント原文 2. E. 3. Other "technology", as follows: b. "Technology" for metal-working manufacturing processes, as follows: 1. "Technology" for the design of tools, dies or fixtures specially designed for any of the following processes: a. "Superplastic forming"; b. "Diffusion bonding"; or c. 'Direct-acting hydraulic pressing';	
6	輸出令 別表第1 第14条(3)について 「輸出令別表第1 第14条(3)の 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの。」は、下記ワッセナーアレンジメント原文より、主語に「軍用船舶用の軍事用に特別に設計された非磁性体を用いた? 」と追記すべきです。さもないと、一般の自動車用等のディーゼルエンジン等も、出力や非磁性体材料の重量比率を確認することになります。御確認願います。 ワッセナーアレンジメント原文 ML9. Vessels of war (surface or underwater), special naval equipment, accessories, components and other surface vessels, as follows: ML9. b. Engines and propulsion systems, as follows, specially designed for military use and components therefor specially designed for military use: (3. Diesel engines having all of the following: a. Power output of 37.3 kW (50 hp) or more; and b. 'Non-magnetic' content in excess of 75% of total mass;)	その用途も含めて審査することとしており、現行の規定とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	貨物等省令 第十九条3項六号ロ 【意見内容】 規制文を修正案に置き換える。 （原案） 設計する集積回路内のデータ処理における消費電力又はデータを転送するまでに要する時間を最適化するために特に設計したもの （修正案） 消費電力又はタイミング設計を最適化するために特別に設計したもの 【理由】 WA原文の「timing rules」を「設計する集積回路内のデータ処理におけるデータを転送するまでに要する時間」としているが、集積回路内の信号はデータのみではないので、WA原文に沿って「タイミング設計」という表現がよいと考えます。	ご指摘の点について、「timing rules」は、集積回路の設計において重要となる、データ処理の際に入力フリップフロップに格納するデータが出力フリップフロップまで転送するのに要する時間を意味しており、規定する内容の明確化のため原案のとおりとさせていただきます。
8	貨物等省令第4条第十一号ハ（二） 【意見内容】 原案） ポリクロロトリフルオロエチレン 修正案） ポリクロロトリフルオロエチレン <u>（油状又はワックス状の改質品に限る。）</u> 【理由】 意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。 1）2022年7月29日にCISTEC先端材料関連分科会より提出した「貨物等省令第4条第十一号の改正要望」2021 貿情セ調（経提）第2号（2021年7月30日（2021年8月31日再提出））に記載の通り、WAと規制対象を一致させるため、本号に対応するWA原文1.C. 6. c. 3. b. の除外規定のかっこ書き(oily and waxy modifications only)を反映させる。 2）WA原文1.C. 6. c. 3. b. は以下の通り 1.C. 6. Fluids and lubricating materials, as follows: a. Not used since 2015 b. (略) c. Damping or flotation fluids having all of the following 1. 及び2. (略) 3. Made from at least 85% of any of the following:	今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	a. (略) b. Polychlorotrifluoroethylene (oily and waxy modifications only); or (以下略)	
9	貨物等省令第6条第十七号ヌ 【意見内容】 下線部を次のように追加修正する。 (現行省令) 試験装置であって、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のもののうち、次のいずれかに該当するもの (一) 第二号ニに該当する貨物のエスパラメータを試験することができるように設計したもの [以下略] (修正案1) <u>特別に設計した</u>試験装置であって、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のもののうち、次のいずれかに該当するもの (一) 第二号ニに該当する貨物のエスパラメータを試験することができるように設計したもの [以下略] (修正案2) 半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用<u>に特別に設計した試験装置であって</u>、次のいずれかに該当するもの (一) 第二号ニに該当する貨物のエスパラメータを試験することができるように設計したもの [以下略] 【理由】 意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。 本項は国際レジームWassenaar Arrangement (以下WA) の以下項番に基づいているものと理解しております。 3. B. 2. Test equipment <u>specifically designed for</u> testing finished or unfinished semiconductor devices as follows and specially designed components and accessories therefor: a. For testing S-parameters of items specified by 3.A.1.b.3.; [以下略] WAでは、” specifically designed for” の文言が示す通り、半導体デバイスまたはその半製品の	今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	試験用に「特別に設計した」試験装置を規制していると読み取れます。 国際ハーモナイゼーションの観点から、国内政省令は同じ意図の規制と理解しておりますが、現在の規制文言では、「特別に設計した」ものを規制していることが必ずしも読み取れず、例えばエスパラメータを測定できる汎用計測器も規制対象であるとの誤解を生じてしまう恐れがあります。（修正案1）は、この誤解が生じぬよう「特別に設計した」ことを規制文中に明示して規制対象を明確化する提案、（修正案2）はWA原文により忠実な和文を提案するものです。	
10	貨物等省令第6条第二十二号 【意見内容】 「二十二・・・窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム<u>又は</u>ダイヤモンドの半導体基板又はインゴット、・・・」を 「二十二・・・窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム<u>若しくは</u>ダイヤモンドの半導体基板又はインゴット、・・・」に変更する。 【理由】 同一文章内に「又はインゴット・・・」と記載されているためです。 なお、WAの規定によれば、次のとおり“substrates”とingotsの間に「<u>or</u>」と記載されており、Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaN), gallium oxide (Ga2O3)もsemiconductor “substrates”に係っているものと解釈できます。 3. C. 5. High resistivity materials as follows: a. Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), aluminium gallium nitride (AlGaN), gallium oxide (Ga2O3) or diamond semiconductor “substrates”, <u>or</u> ingots, boules, or other preforms of those materials, having resistivities greater than 10,000 ohm-cm at 20° C;	上記No.2の回答のとおりとさせていただきます。
11	貨物等省令第7条第三号 【意見内容】 第7条 「三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（・・・）」を 「三 デジタル電子計算機、その附属装置<u>又は</u>デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（・・・）」	ご指摘を踏まえ「ロ、ハ<u>若しくは</u>ト」と修正します。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	に変更する。 又は 「三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって次のロ、ハ<u>若しくは</u>トのいずれかに該当するもの、又はこれらの部分品（・・・）」に変更する。 ※「部分品であって」と「次の」の間の「、」は削除 【理由】 「であって、」の前に「又は」を用いていないためです（他の条文の記載と平仄をあわせる）。	
12	貨物等省令第14条第二号 【意見内容】 貨物等省令第14条第二号の用語の使い方について以下のように修正する。 1) 貨物等省令第14条第二号 原案) <u>電波若しくは赤外線</u>の吸収材 修正案) <u>電磁波</u>の吸収材 2) 貨物等省令第14条第二号イ 原案) <u>電波</u>の吸収材として使用するよう特に設計された<u>もの</u>であって・・・ 修正案) <u>電磁波</u>の吸収材として使用するよう特に設計された<u>材料</u>であって・・・ 3) 貨物等省令第14条第二号イ（二） 原案) 磁気損失により<u>電波</u>を吸収するものでないものであって、・・・ 修正案) 磁気損失により<u>電磁波</u>を吸収するものでないものであって、・・・ 4) 第14条第二号ロ 原案) 赤外線を吸収するために・・・ 修正案) <u>近赤外線</u>を吸収するために・・・ 【理由】 1) CISTEC先端材料関連分科会より提出した「輸出貿易管理令別表第1の15の項（2）、貨物等省令第14条第二号の改正要望」2021 貿情セ調（経提）第2号（2021年7月30日（2021年8月31日	1) から 3) 上記No.3の回答のとおりとさせていただきます。 4) ご指摘のとおり修正します。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	再提出)) に記載の通り、当該部分の改正案をWA原文で規制している“electromagnetic radiation”の日本語訳に対応する『電磁波』に統一することが望ましいと考えます。 2) 第14条第二号イ及びイ（二）で規制対象としているのは、電波、赤外線、可視光であるので、これらを包含する「電磁波」という用語に整合するのが適切と考えます。また、他の箇所で「もの」を「材料」に改正しているので、本号イ中も同様に「材料」に修正します。 3) 第14条第二号ロでは「（前略）波長が810ナノメートル超2000ナノメートル未満のもの（周波数が150テラヘルツ超370テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの」と規定されています。WA原文では、この波長が810ナノメートル超2000ナノメートル未満のものは”near-infrared radiation”と規定されているため、対応する訳語である「近赤外線」に修正するのが適切であると考えます。 ＜参考1. C. 1. b. 原文（関係部分抜粋）＞ Materials not transparent to visible light and specially designed for absorbing near-infrared radiation having a wavelength exceeding 810 nm but less than 2000 nm (frequencies exceeding 150 THz but less than 370 THz);	
13	貨物等省令第14条第二号イ 【意見内容】 貨物等省令第14条第二号イの除外規定（下線部分）を以下のように修正する。 原案） イ 電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであって、周波数が200メガヘルツ超3テラヘルツ未満のもの。 ただし、次のいずれかに該当するもの<u>であって、塗料に混入していないもの</u>を除く。 修正案1） イ 電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであって、周波数が200メガヘルツ超3テラヘルツ未満のもの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。<u>（塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料には、適用しない。）</u> 修正案2） イ 電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであって、周波数が200メガヘルツ超3テラヘルツ未満のもの。 ただし、次のいずれかに該当するものであって、<u>塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないもの</u>を除く。	ご意見を踏まえ、「ただし、次のいずれかに該当するものであって、<u>塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないもの</u>を除く。」と修正します。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	【理由】 1) 「塗料に混入していないものを除く。」という表現は二重否定であり、該当非該当の対象貨物の読み取りが難しい。従って「塗料に混入していないものを除く」との記載において、WA原文に従い、「塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料」と修正し、除外を規定する下位条文との関係を明確にします。 2) CISTEC先端材料関連分科会より提出した「輸出貿易管理令別表第1の15の項(2)、貨物等省令第14条第二号の改正要望」2021 貿情セ調(経提)第2号(2021年7月30日(2021年8月31日再提出))にて提案した内容の通り、WA原文で規制している内容と規制ぶりを整合させるのが望ましいと考えます。。 3) 具体的に、WA原文ではNote 1に”1C.1.a. does not apply to”とあり、同号イ(一)から(三)の「次のいずれかに該当するものを除く」貨物が記載されていますが、Note 2において”Nothing in Note 1 releases magnetic materials to provide absorption when contained in paint.”とあり、Note 1の除外規定のうち「塗料に混入したときに吸収性を備える磁性材料(magnetic materials)には適用しない」とされているため、この規制内容に一致させた修正が必要と考えます。 4) 「塗料に混入していないもの」というのは、貨物の物質的な状態を表していますが、「塗料に混入していないもの」でも、実際の用途においては、(後工程などにおいて)塗料に混入され電波吸収材(省令14条第二号イに該当)として使用する可能性があります。原案では、そのような貨物の場合であっても“次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入していないもの”であれば、この貨物の該非判定は、非該当となることが考えられます。。本号の規制主旨を考慮すると、この場合の該非判定は非該当ではなく該当とするのが妥当と考えられるため、上記の理由により修正が必要と考えます。 5) 修正案1)では、原案の二重否定を明確にするため「次のいずれかに該当するものを除く」との下位規定に対し、かつこ書きでWA原文1.C.1.a. Note2に記載の「塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料には適用しない。」として、下位の除外規定が適用されないことを明確に区別しました。「・・適用しない。」との表現については、貨物等省令第3条第十七号二の運用通達「解釈を要する語」の「安定性」の解釈において用いられている表現であり、本修正案でも採用しました。 6) 修正案2)は、現行の貨物等省令で用いられる表現に準拠し、同号改正原案の「・・該当するものであって、塗料に混入していないものを除く」の記載に対して、WA原文1.C.1.a. Note2に規定されている内容を追記し、「・・吸収性能を備える磁性材料でないもの」と修正しました。 7) 修正案1)の表現は、これまでの省令等では用いられたことのないものであると思われるため、修正案1を採用することが難しい場合には、従来の省令の表現を踏襲し、かつ、WA原文(1C.1.a. Note2)の内容を正しく表した修正案2)をご検討いただきたい。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
14	貨物等省令（施行期日） 【意見内容】 今年度も「公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。」としてくれることを歓迎する。 【理由】 例年、政令改正がある場合は、政令公布から2月を経過した日から施行されていましたが、省令以下は遅れて公布され、例えばCISTECは省令以下の公布からパラメータシートや項目別対比表の改訂作業に入り、企業の該非判定の見直しに間に合わせるべく、施行日の2週間程度前までに改訂終えていてほとんど余裕のないスケジュールでした。企業もシステム改定や該非判定の見直しを施行日までに行わなければならない、同じく余裕のないスケジュールでしたが、昨年度は省令公布から2月後に施行日であり、余裕がありました。今年度もこのペースが維持されることを歓迎します。	ご意見ありがとうございます。
15	貨物等省令第十九条第五項四（改正案）において、 「電子機器の部分品として用いる基板であって、ダイヤモンド、炭化けい素又は酸化ガリウムを用いたものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く）」 とする案につきましては、本改正案は 「電子機器の部分品に用いる、ダイヤモンド、炭化けい素又は酸化ガリウムからなる基板の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）」 と解されるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。 ・理由 Wassenaar Arrangement (WA) リスト3.E.3のd、f、hの記載 d. Substrates of diamond for electronic components. f. Substrates of silicon carbide for electronic components h. Substrates of Gallium Oxide (Ga2O3) for electronic components ならびに、“Substrate”の定義の記載、 A sheet of base material with or without an interconnection pattern and on which or within which “discrete components” or integrated circuits or both can be located. との整合性を考えました。	ご理解のとおりです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	●貨物等省令 附則「罰則に関する経過措置」の規定は、輸出令の一部を改正する政令にて措置するから不要である。 ・理由 当該省令は規制貨物を定義しているだけであって「この省令の施行前にした行為」は存在しない。「行為」は政令で規定している。	政令、省令それぞれにおいて、規制の緩和があった場合には、経過措置を規定する必要があります。このため、原案のとおりとさせていただきます。
17	提出意見： 「極端な話、プリンタなどにも制御基板が入っているが、そのプリンタが放射線に耐えられるように設計されていたら8項で規制される可能性があるため、プリンタを電子計算機とみなして貨物等省令を見ておいた方が良いのか」というところで悩みます。なので「電気で動くものは全て電子計算機に当たる可能性がある」という考え方をせざるを得ません。 「電子計算機」の定義を運用通達で明確化していただきたいです。	国際輸出管理レジームに従った規定となっており、貨物等省令及び運用通達の規定により判定をお願いします。
18 1	提出意見： 3の2項 再構成1918年インフルエンザウイルスの解釈について 今回の改正内容とは直接関係ありませんが、“再構成”は翻訳によるものと思われませんが、これだけでは意味が不明です。 AGでは、以下のように説明しており、実験室内で作出されたものであることが明確です。 したがって、用語の解釈の部分に、これに相当する記述を追加する事をお勧めします。 V40.2. Notable Features Reconstructed 1918 influenza virus is a laboratory generated version of the Influenza A virus responsible for the... 例えば「リバーシジェネティクス法などを用いて人工的に作出した1918年スペインかぜインフルエンザウイルス」と意識すれば意味がはっきりします。 因みにこの変更でどの程度我々が助かるかについて本学専門家の意見は以下のとおりです。 ----- このウイルスは、恐らく（合法的に）日本で作られることはないでしょうし、例え作ったとしても、他の国の研究施設に分与する可能性は低いと思われます。 ただ、「再構成」の意味が定義されていないのであれば、「再構成でない」ウイルスの定義もできな	今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	くなり、文言的には、普通の方法でスペイン風邪インフルエンザウイルスを作ったときに、そのウイルスは規制対象外になる解釈が可能になると思います。 つまり、「再構成ではない」って言うことも可能になるような気がします。 再構成という言葉では、一般的には、一旦「ウイルス自体」をバラバラにして、それまた集めたような状態のことを指すと思います。 普通のリバーシジェネティクス法だと、プラスミドから一気に作るので、そのような状態にはなりませんので。	
19	運用通達解釈：輸出令別表第1の1の項（9）の附属品 【意見内容】 「次のいずれかに該当するものを含む、船上に設置されるものを含む。」を次のように修正する。 「次のいずれかに該当するもの（船上に設置されるものを含む。）を含む。」 【理由】 一文中に「含む。」が重ねて用いられているため（ ）内で、それを和らげるためです。	ご指摘のとおり修正します。
20	運用通達解釈：輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの 【意見内容】 「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」の解釈で、従来「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであつて」から「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであつて」と変更となりました。これにより、<u>『貨物等省令第6条第二号カ』が「輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。」から外れ、例えば、伝送通信装置の専用設計品である送受信モジュールの場合、改正前に省令第8条第二号だけで該非判定をしていたものが、改正後は省令第8条第二号に加え、省令第6条第二号カでも該非判定することが必要になりました。</u> <u>『貨物等省令第6条第二号カ』は2016年12月のWAリスト改正の3.A.1.b.12が反映されたものですが、当時、改正前に3.A.1.b.4.f.にあった「位相をシフトする機能をもつアレー状に配列された組立品／モジュール」の規制が3.A.1.b.12移動したものと理解しています。（CISTECジャーナル2017年3月号P41）</u> <u>WA原文には3.A.1.b.12の詳細な定義の記載が無く解釈への追加は難しいと思いますので、経済産業省 安全保障貿易管理のQ&Aに『貨物等省令第6条第二号カ』の対象範囲が、「位相をシフトする機能をもつアレー状に配列された組立品／モジュール」であることを明記下さい。</u>	今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	【理由】 該非判定の『貨物等省令第6条第二号カ』が「位相をシフトする機能をもつアレー状に配列された組立品／モジュール」であることをQ&Aとして記載して頂くことで、規制対象となる範囲が明確になるためです。	
21	運用通達解釈：（7の項）送受信モジュール 【意見内容】 「貨物等省令第6条第二号カ」に関連する運用通達「送受信モジュール」の解釈を以下の通り見直して頂きたい。 （変更前）『信号の送受信のために<u>双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能</u>電子装置をいう。』 （変更案）『信号の送受信のため<u>の</u>双方向の振幅<u>機能</u>及び位相制御<u>機能を有する</u>電子装置をいう。』 【理由】 意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。 WA条文の3. A. 1. b. 12のTechnical Notes 1.は、 A 'transmit/receive module': is a multifunction "electronic assembly" that provides bidirectional amplitude and phase control for transmission and reception of signals. となっており、multifunction "electronic assembly"のmultifunctionは、that 以下にある① bi-directional amplitudeの機能と②(bi-directional) phase control の機能の2つの機能を示している。 他方、貨物等省令第6条第二号カの運用通達「送受信モジュール」の解釈は、 『信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子装置をいう。』となっていますが、「多機能」が①bi-directional amplitudeの機能と②(bi-directional) phase control の機能に限定されていないようにも解釈され、どのような機能を示すのかがわかりにくくなっているため該非判定をする上で混乱が生じています。 上記の（変更案）に改訂することにより、WA条文に則した「送受信モジュール」の解釈となり、規制対象がより明確になります。	今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
22	運用通達解釈：（７の項）送受信用モノリシックマイクロ波集積回路 【意見内容】 「貨物等省令第６条第二号カ」に関連する運用通達「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」の解釈を以下の通り見直して頂きたい。 （変更前）『信号の送受信のために<u>に</u>双方向の振幅及び位相制御<u>を行うことができる多機能</u>モノリシックマイクロ波集積回路をいう。』 （変更案）『信号の送受信のために<u>の</u>双方向の振幅<u>機能</u>及び位相制御<u>機能を有する</u>モノリシックマイクロ波集積回路をいう。』 【理由】 意見募集の対象範囲ではありませんが、意見を提出いたします。 WA条文の3. A. 1. b. 12のTechnical Notes 3.は、 A 'transmit/receive MMIC' : is a multifunction "MMIC" that provides bi-directional amplitude and phase control for transmission and reception of signals. となっており、multifunction "MMIC"のmultifunctionは、①bi-directional amplitudeの機能と、②(bi-directional) phase controlの機能の２つの機能を示しています。。 他方、貨物等省令第６条第二号カの運用通達「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」の解釈は、『信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる<u>多機能</u>モノリシックマイクロ波集積回路をいう。』 となっていますが、「多機能」が①bi-directional amplitudeの機能と②(bi-directional) phase control の機能以外の機能も含まれているようにも解釈され、どのような機能を示すのかがわかりにくくなっているため該非判定をする上で混乱が生じています。 上記の（変更案）に改訂することにより、WA条文に則した「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」の解釈となり、規制対象がより明確になります。	今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
23	運用通達解釈：貨物等省令第１４条第二号ロ中の赤外線吸収材として使用するよう設計したもの 【意見内容】 原案 貨物等省令第１４条第二号ロ中の赤外線吸収材として使用するよう設計したもの 「解釈」 次のいずれかの用途に該当するよう特別に設計又は調合した<u>もの</u>を除く （修正案）	ご指摘のとおり修正します。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	貨物等省令第14条第二号ロ中の<u>近赤外線</u>の吸収材として使用するように<u>特に</u>設計したものの「解釈」 次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合した<u>材料</u>を除く 【理由】 第14条第二号ロの運用通達における解釈を要する語についても、同号本文の修正案を反映して「近赤外線」と修正します。また、「使用するように設計したもの」の「<u>特に</u>」が条文から反映されていないので、追記します。	
24	・意見内容 運用通達 外為令別表 第6項 用語解釈 貨物等省令別表第三中の超合金： ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。 新規 ⇒ 別表第三 備考 一から十八に移動するべきである。 ・理由 『貨物等省令別表第三中の超合金』の”超合金”は、省令第18条3項五号の以下【】の規制文の中に、”超合金”の単語は無い。別表第三の第3欄に”超合金”の単語がある。 【別表第三の第2欄に掲げるコーティング方法を用いる非電子的基板用コーティング技術であって、同表の第3欄に掲げる基材に対して行う同表の第4欄に掲げるコーティングに係るもの（プログラムを除く。）】 よって、無い単語の解釈がここにあると混乱する。そこで、別表第三 ”備考” に解釈を移動するべきである。 どうしても、『貨物等省令別表第三中の超合金』の解釈を外為令別表第6項に残すのであれば、以下の省令5条七号にも同じ解釈が必要となり、輸出令別表第一第6項にも、この解釈を新規追加する改正が必要である。 【別表第三の第二欄に掲げるコーティング方法を用いる非電子的基板用コーティング装置であって、同表の第三欄に掲げる基材に対して同表の第四欄に掲げるコーティングを行うもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその自動操作のために特に設計した部分品】	ご指摘を踏まえ「貨物等省令別表第三の第3欄中の超合金」に修正するとともに、運用通達においても解釈を新規追加します。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
25	役務通達解釈 7項「ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ (GAAFET)」 【意見内容】 解釈を修正案に置き換える。 (原案) 単一又は複数の半導体伝導チャネル要素を有し、全ての当該要素を取り囲んで電流を制御する共通のゲート構造を有する半導体素子をいう。 (修正案) 単一又は複数の半導体伝導チャネルを有し、全てのチャネルの全側面を取り囲んで電流を制御する共通のゲート構造を有する半導体素子をいう。 【理由】 WA原文に「channel element」とあるので要素と訳したと思われますが、半導体業界では単にチャネルと言います。また、「取り囲んで」はもっと具体的な表現にした方がわかりやすいと考えます。	ご指摘の点について、WAの合意文書を反映しているものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
26	役務通達解釈 7項「レジスタ転送レベル(RTL)」 【意見内容】 解釈を修正案に置き換える。 (原案) ハードウェアレジスタ間のデジタル信号の流れ及びそれらの信号に対して実行される論理演算からなる同期デジタル回路をモデル化する抽象度をもつ設計情報をいう。 (修正案) ハードウェアレジスタ間のデジタル信号の流れ及びそれらの信号に対して実行される論理演算によって同期デジタル回路をモデル化する抽象度をもつ設計情報をいう。 【理由】 ポイントは、同期デジタル回路をモデル化することではなく、ハードウェアレジスタ間のデジタル信号の流れと論理演算を使ってモデル化することと考えます。	ご指摘の点について、RTLはデジタル信号の流れと論理演算で特定される同期デジタル回路をモデル化したものになりますので、原案のとおりとさせていただきます。
27	役務通達解釈 7項「GDSⅡ」 【意見内容】 解釈を修正案に置き換える。 (原案) 集積回路の設計において その集積回路又は回路配置のアートワークにかかるデータベースファイ	No.28の回答のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ル形式をいう。 【修正案】 集積回路の設計において 集積回路又は集積回路レイアウトワークのデータ交換のためのデータベースファイル形式をいう。 【理由】 WA原文の「a database file format for data exchange of integrated circuit or integrated circuit layout artwork」を正確に表現するため。	
28	役務通達解釈：（7の項）GDS II 【意見内容】 「集積回路の設計において__その集積回路又は回路配置のアートワークにかかるデータベースファイル形式をいう。」を 「集積回路の設計においてその集積回路又は回路配置のアートワーク<u>のための</u>データベースファイル形式をいう。」に変更する。 ※「おいて」と「その集積回路」の間のスペースは削除する。 【理由】 ・「おいて」と「その」の間のスペースは削除が適切と思料します。 ・WAの規定によれば、「'Geometrical Database Standard II'（'GDSII'）is a database file format for data exchange of integrated circuit or integrated circuit layout artwork.」と表記されており、「for」は「のための」や「～用の」という意味と思われます。 「のための」や「～用の」にではなく「かかる」を用いるのであれば、平仄を合わせる観点から「係る」の変更する必要があると思われます。	ご指摘のとおり修正します。
29	改正内容に関しては、WA-LIST(21)の国際輸出管理レジーム会合での合意内容に整合するものであり賛同する。 ただし、国内反映のための移行期間として2か月は短すぎ、混乱が懸念されるので、少なくとも4カ月を確保するよう要望する。 そのために、下記のいずれかを検討頂きたい (1) 10月に公布し、翌年2月に施行 (2) パブコメにおいて、公布・施行時期の予定を明示する	規制変更に伴う準備期間の確保と、諸外国における国際輸出管理レジームの反映時期なども考慮し、2月としているところですが、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(2) 6月ころにパブコメ開始できるよう全体スケジュールを調整する なお、あらかじめ標準日程を策定・公表し、毎年同じ時期に法令改正を行うことを強く希望する。準備期間含め計画的に準備が可能とすることで業務の効率化に貢献することが期待できる。法対応する民間の事を第一に考えていただきたい。	
30	パブコメ案の「政令・省令・通達改正案」の各項目についての解説として「強化・明確化・緩和」の区別を付記いただくことについてご検討をお願いいたします。 (改正後の説明会資料には解説がありますが、パブコメの段階で示していただくと、社内での周知や検討の際に非常に助かります。)	パブコメの段階では、改正案によるご提示となりますため、当該条文から内容をご判断いただき、内容が確定した段階で概要としてご提示する形とさせていただきます。
31	輸出令別表第一の2の項(3)重水素化合物については、医薬品又は治験薬として個人使用のための個別包装されたものが規制から除外されているが、治験薬は輸出者がそう称していれば治験薬であって個別包装の様態だけ整えれば輸出先での実際の使用目的に関わらず無許可で輸出でき、抜け道を作ることになる。また、医薬品であっても販売されているそのままの様態で輸出することは医薬品機器等法では規制を受けないため輸出が可能である。これらの懸念を考慮して規制の除外は、患者自身が服用する目的で携帯して輸出する目的に限り許可不要とするのが適当と考える。 一方、重水素化合物を含有する医薬品を処方された患者が国外に携行しようする場合、その医薬品に含まれる重水素の原子質量の総量を計算し1グラム未満であることを確認する必要があることになる。一般人の患者個人がそれを行うことは困難であるので薬剤師等に確認できる仕組みも施行に合わせて必要と考える。	ご意見ありがとうございます。今後の検討とさせていただきます。
32	提出意見： 今回の改正案では輸出令別表第1の2の項(3)重水素化合物の解釈に於いて、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1グラム未満の医薬品及び治験薬については規制が緩和され、実質的にリスト規制から除外されることになると理解しました。 仮に米国で承認されているAustedo(成分名デューテトラベナジン)を例に挙げると、一人の患者1か月分の服用量(1錠12mg×1日2回服用(合計60錠))の場合、重水素化合物デューテトラベナジンとして720mg(含有)だけでも、重水素の原子質量の総量として27mgが輸出許可不要となるのに対して、かねてから規制の除外をお願いしている標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物は、1回に輸出される重水素化合物100mg～200mg中に含有する重水素の原子質量の総量としては10mg未満であり、今般の規制緩和される数量と比較してはるかに少ない。加えてその使用目的も規制緩和対象となる治験薬と同じく医薬品の開発のために用いられるものであり最終的に人の健康福祉に資する目的に使用される品物であることから治験薬と同じく重水素の原子質量の総量が1グラム未満	規制を除外した範囲は、個人用の医薬品を想定して除外したものです。 産業用途については、「包括許可制度」の要件の見直しを行いましたので、そちらの制度を活用ください。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	であればリスト規制から除外する措置をお願いしたい。 具体的には、輸出令別表第一の２の項（３）の用語の解釈に於いて『』部分の文言を追加する。 医薬品又は治験薬であって、個人使用のための個別包装（瓶、バイアル、チューブ、PTP包装シート等に詰められたもの）されたもの『、および、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物』（輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が１グラム未満のものに限る。）を除く）』	
33	提出意見： 輸出令別表第一の２の項（３）、重水素化合物については包括許可を使用して輸出できる範囲と数量が緩和された一方、医薬品の研究開発において内部標準物質として使用する少量の重水素化合物の輸出であっても半年ごとの実施報告が課せられるようになること、この実施報告には個別輸出許可申請の場合でも必要が無い輸出物の技術資料の添付が求められること、など現行事務手続きの増加につながると考える。ついては改正前の運用範囲内の輸出については実績報告を免除できるようにして頂きたい。 具体的には、包括許可取扱要領 ２実績の報告等（６）特定の貨物に係る実績報告（様式第２３）の項に『』部分の趣旨の内容を追加する （６）特定の貨物に係る実績報告（様式第２３） 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者であって、輸出令別表第１の２の項（３）に掲げる貨物を輸出した者は、１月から６月までの実績報告を７月末までに、また７月から１２月までの実績報告を翌年１月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。『（貨物等省令第１条第３号に該当するもの（試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるものに限る。）のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が１キログラム未満のものを輸出した場合を除く）』	今後の制度の検討のため、従来の規制範囲を含めてご報告をお願いします。
34	提出意見： 輸出令別表第一の２の項（３）、重水素化合物については包括許可を使用して輸出できる範囲と数量が緩和された一方、医薬品の研究開発において内部標準物質として使用する少量の重水素化合物の輸出であっても半年ごとの実施報告が課せられるようになること、この実施報告には個別輸出許可申請の場合でも必要が無い輸出物の技術資料の添付が求められること、など現行事務手続きの増加につながると考える。 今回の修正案で輸出令別表第一の解釈に於いて輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が１グラム未満の医薬品及び治験薬がリスト規制から除外されることから、重水素の原子質量の総量が１グラム未満であれば政府は輸出数量を把握する必要がないと判断されていると解せるので、重水素の原子質量の総量が１グラム未満の重水素化合物については実績報告の対象から除外して頂きたい。	包括許可証により輸出した貨物の実績を報告いただくことが趣旨ですので、規制対象外となる重水素の原子質量の総量が１グラム未満の医薬品等について報告していただく必要はありません。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	具体的には、包括許可取扱要領 2 実績の報告等（6）特定の貨物に係る実績報告（様式第 2 3） の項に『』部分の趣旨の内容を追加する （6）特定の貨物に係る実績報告（様式第 2 3） 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者であって、輸出令別表第 1 の 2 の項（3）に掲げる貨物を輸出した者は、1 月から 6 月までの実績報告を 7 月末までに、また 7 月から 1 2 月までの実績報告を翌年 1 月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。『（貨物等省令第 1 条第 3 号に該当するもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が 1 グラム未満のものを輸出した場合を除く）』	
35	<意見内容> 今回の改正内容に関して賛同致します。また、それに付け加え、原子炉用途以外の重水素化合物を、その量にかかわらず一律規制対象外にさせていただきたいと考えます。 これが難しい場合は「包括許可取扱要領」の改正案で示されている一般、特別一般包括許可の取得に係る「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20kg未満のもの」という 制限について上限を大きくしてさせていただきたいと考えます。 <理由> NSG ガイドラインは「原子炉で使用される重水素、重水その他の重水素化合物」の輸出量を、輸入する一か国あたり年間200kg を超える場合に規制しており、これ以外の化合物は規制対象外となっています。日本国においても同ガイドラインに沿った運用をお願いしたいと要望します。 一方、産業競争力の観点として、有機EL分野において、重水素化による材料の耐久性向上が進んでおり、欧米、韓国、中国、そして日本の材料メーカーが開発競争を繰り広げています。 日本国の輸出規制が他国より厳しいことにより、日本企業は、韓国、中国等の海外ディスプレイパネルメーカーでの採用に対して他国の材料メーカーに比べ不利な状況にあり、結果として市場が今後拡大していく有機ELディスプレイ材料産業におけるわが国の国際競争力が弱くなることが懸念されるためです。	今回の包括許可制度の見直しの効果等も踏まえ、今後の制度のあり方を検討していきたいと考えております。
36	・意見内容 今回の改正内容に関して、賛同致します。その上で、以下、要望します。 1. 原子炉用途以外の重水素化合物をその量にかかわらず一律規制対象外にさせていただきたい。 2. 1. が難しい場合は、「包括許可取扱要領」の改正案で示されている一般、特別一般包括許可の取得に係る「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20kg未満のもの」という制限につき、上限を大きくしてさせていただきたい。	上記No.35の回答のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	・理由 1. NSG ガイドラインは、「原子炉で使用される重水素、重水その他の重水素化合物」の輸出量を、輸入する一か国あたり年間 200kg を超える場合に規制しており、これ以外の化合物は規制対象外となっており、米国では、2021年12月6日に重水素の輸出規制を緩和する改正法が施行された。日本においても、同ガイドラインに沿った運用にすることで、わが国の国際競争力の強化に資するものと考えられる。スマホ、TVで市場が拡大している有機ELディスプレイでは、重水素化による材料の耐久性向上が進んでおり、欧米、韓国、中国、そして日本の材料メーカーが開発競争を繰り広げている。日本の輸出規制が他国より厳しいことにより、日本企業は、韓国、中国等の海外ディスプレイパネルメーカーでの採用に対して他国の材料メーカーに比べ不利な状況にある。結果として市場が今後拡大していく有機ELディスプレイ材料産業におけるわが国の国際競争力が弱くなることが懸念される。 2. 有機EL発光層の材料市場は、調査会社Display Supply Chain Consultant社のレポート*によると2021年で年間16トン、2025年には29トンに達すると予測されている。理由1. で述べたように発光層に用いる材料は耐久性向上のため重水素化合物を用いる場合が増加している。今回の改正案である20kg未満に限定した一般、特別一般包括許可の取得条件は、重水素の含有量が10wt%の場合、材料重量に換算すると200kgとなる。この量は、上記市場規模に比べるとはるかに小さく、量産時の輸出に対応するには不十分である。 *) 2021Q4_QOLED_Materials_Report, DSCC, 2022	
37	【意見】 非核用途の重水素化合物の輸出について米国同様ベラルーシ、イラク、イスラエル、リビア、パキスタン、ロシア、ベネズエラ、キューバ、イラン、北朝鮮を除き、輸出許可を不要に変更希望します。 【理由】 有機EL発光材料を国内製造し輸出する事業者は米国との競争上不利な状況となっております。米国では、2021年12月6日に重水素の輸出規制を緩和する改正法が施行されました（参照URL）。過去10年間で非核最終用途での米国からの輸出が着実に増加したからです。本改正により、非核最終用途の重水素や重水素化合物の 輸出管理の管轄が、原子力規制委員会(NRC)から商務省産業安全保障局(BIS)に移り、10ヵ国・地域(Nuclear Proliferation (NP) Column 2)を除く仕向地への非核用途の重水素の輸出に当局許可が不要となりました。同様の製品を日本で製造・輸出する企業には、輸出許可取得に期間を要するため国際競争上不利な状況となりました。 以上の背景から、非核最終用途の重水素化合物の輸出に上記10ヵ国・地域を除き当局許可を不要にさせていただくようお願いいたします。	上記No.35の回答のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	参照URL : https://www.regulations.gov/document/BIS-2021-0038-0001 文章抜粋 : Exports and reexports of deuterium for non-nuclear end use will be controlled for Nuclear Proliferation (NP) Column 2 under the EAR. A license will be required for all destinations controlled for NP 2 reasons, which an authorization (a BIS license or license exception) will be required under the EAR for exports and reexports to these destinations.	
38	・意見内容 今回の改正内容に関して、賛同致します。その上で、以下、要望します。 1. 原子炉用途以外の重水素化合物をその量にかかわらず一律規制対象外にしていただきたい。 2. 1. が難しい場合は、「包括許可取扱要領」の改正案で示されている一般、特別一般包括許可の取得に係る「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20kg未満のもの」という制限につき、上限を大きくしていただきたい。 ・理由 1. NSG ガイドラインは、「原子炉で使用される重水素、重水その他の重水素化合物」の輸出量を、輸入する一か国あたり年間 200kg を超える場合に規制しており、これ以外の化合物は規制対象外となっており、米国では、2021年12月6日に重水素の輸出規制を緩和する改正法が施行された。日本においても、同ガイドラインに沿った運用にすることで、わが国の国際競争力の強化に資するものと考えられる。スマホ、TVで市場が拡大している有機ELディスプレイでは、重水素化による材料の耐久性向上が進んでおり、欧米、韓国、中国、そして日本の材料メーカーが開発競争を繰り広げている。日本の輸出規制が他国より厳しいことにより、日本企業は、韓国、中国等の海外ディスプレイパネルメーカーでの採用に対して他国の材料メーカーに比べ不利な状況にある。結果として市場が今後拡大していく有機ELディスプレイ材料産業におけるわが国の国際競争力が弱くなることが懸念される。 2. 有機EL発光層の材料市場は、調査会社Display Supply Chain Consultant社のレポート*によると2021年で年間16トン、2025年には29トンに達すると予測されている。理由1. で述べたように発光層に用いる材料は耐久性向上のため重水素化合物を用いる場合が増加している。今回の改正案である20kg未満に限定した一般、特別一般包括許可の取得条件は、重水素の含有量が10wt%の場合、材料重量に換算すると200kgとなる。この量は、上記市場規模に比べるとはるかに小さく、量産時の輸出に対応するには不十分である。 *) 2021Q4_QOLED_Materials_Report, DSCC, 2022	上記No.35の回答のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
39	・意見内容 今回の改正内容に関して、賛同致します。その上で、以下、要望します。 1. 原子炉用途以外の重水素化合物をその量にかかわらず一律規制対象外にしていきたい。 2. 1. が難しい場合は、「包括許可取扱要領」の改正案で示されている一般、特別一般包括許可の取得に係る「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20kg未満のもの」という制限につき、上限を大きくしていきたい。 ・理由 1. NSG ガイドラインは、「原子炉で使用される重水素、重水その他の重水素化合物」の輸出量を、輸入する一か国あたり年間 200kg を超える場合に規制しており、これ以外の化合物は規制対象外となっている。また、米国では、2021年12月6日に重水素の輸出規制を緩和する改正法が施行され、非核用途の重水素輸出は、一部のごく限られた国・地域向けを除き、その量にかかわらず規制対象外となった。近年、スマホ、TVで市場が拡大している有機ELディスプレイ業界では、重水素化による材料の耐久性向上が進んでおり、欧米、韓国、中国、そして日本の材料メーカーが開発競争を繰り広げているが、日本の輸出規制が他国より厳しいことにより、日本企業は、韓国、中国等の海外ディスプレイパネルメーカーでの採用に対して他国の材料メーカーに比べ不利な状況にある。その結果、市場が今後拡大していく有機ELディスプレイ材料産業におけるわが国の国際競争力が弱くなることが懸念される。そこで、日本においても、米国のように一部の例外を除き、原則として一律規制対象外とするか、少なくともNSGガイドラインに沿った運用にすることで、わが国の国際競争力の強化に資するものとする。 2. 有機EL発光層の材料市場は、調査会社Display Supply Chain Consultant社のレポート*によると2021年で年間16トン、2025年には29トンに達すると予測されている。理由1. で述べたように発光層に用いる材料は耐久性向上のため重水素化合物を用いる場合が増加している。今回の改正案である20kg未満に限定した一般、特別一般包括許可の取得条件は、重水素の含有量が10wt%の場合、材料重量に換算すると200kgとなる。この量は、上記市場規模に比べるとはるかに小さく、量産時の輸出に対応するには不十分である。 *) 2021Q4_QOLED_Materials_Report, DSCC, 2022	上記No.35の回答のとおりとさせていただきます。
40	包括許可取扱要領Ⅶ（６） 【意見内容】 輸出令別表第１の２の項（３）に掲げる貨物の実績報告を下記のとおり絞り込む。 輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が１キログラム以上、またはろ地域に輸出する場合に限る	上記No.33の回答のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	【理由】 現行の包括許可では、「い地域①」及び「い地域②」を仕向け地に対して、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものを対象としていますが、定期的な報告義務は設けられておりません。 「い地域①」及び「い地域②」については、今回の改正案にある「10キログラム未満のもの」まで半期の報告を不要であることが望ましいが、少なくとも、「い地域①」及び「い地域②」を仕向け地とする、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものについては、従来通りとして定期的な報告を不要としていただきたい。	
41	包括許可取扱要領〔別表A〕2の項 【意見内容】 「輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するものであって、輸出申告の際の重水素化合物の原子質量の総量が20キログラム未満のもの（原子炉用のものを除く。） を 「輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもののうち、輸出申告の際の重水素化合物の原子質量の総量が20キログラム未満のもの（原子炉用のものを除く。）」 とする。 【理由】 「であって」が重複しています。	ご指摘のとおり修正します。
42	包括許可取扱要領〔別表A〕2の項 【意見内容】 「輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの（原子炉用のものを除く。）」 を 「輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもののうち上記を除くもの（原子炉用のものを除く。）」 とする。 【理由】	重複を排除せず、「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のもの（原子力用途のものを除く。）」の場合であっても、特定包括許可の対象として措置したものです。 特別一般包括許可と特定包括許可の重複については、どちらか一方を適用した際、他方は失効しているものとみなす旨の規定としています。 このため、原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	重複を排除するためです。	
43	先ず、今回の改正内容に関して賛同致します。 他方、今回改正を踏まえても、現状の本邦における重水素、重水その他の重水素化合物については、輸出に係る規制のあり方が使用目的の別なく一律に輸出対象となる物質が何であるかを基準としていることには変更がなく、本来的に規制すべきでない（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる物質に該当しないことが明らかである）、産業用途の物質の輸出に関しても引き続き規制下に置かれることを意味しているように見受けられます。 NSGガイドラインや、外国為替及び外国貿易法 第48条の本来的な趣旨としては、重水素、重水及びその他の重水素化合物について、原子炉用途において利用される物質についてその輸出量を管理するという趣旨であると考えられ、現行の本邦における重水素関連物質に関する規制・承認の運用実態は、前述のNSGガイドライン・外国為替及び外国貿易法 第48条の本来的な趣旨からは少し外れているように思われます。 そのため、産業用途の重水素、重水及び重水素化合物の輸出についても現行の規制運用下ではその輸出について種々の承認が必要となっており、場合によっては国内産業の競争力を損なう可能性があるとの理解です。 上記を踏まえ、最終的にはNSGガイドラインに則り、規制対象となる重水素、重水及びその他の重水素化合物について、原子炉用途でない物質については規制の対象外とすることが望ましいのではないかと思料します。 また、段階的な施策として現段階では、経済産業省判断にて一部の産業用途の重水素、重水及び重水素化合物については産業競争力を損なわないよう機動的な輸出が可能となるような対応をして頂きますと、大変望ましいかと考えております。 本意見は、あくまでも原子炉を用いた兵器等に使用されることが現実的に相当程度考え難いような、機微度の低い産業用途の物質に対する輸出規制緩和について言及するものであり、原子炉・兵器製造等の用途に対する機微度の高い物質についての規制緩和について一切言及するものではないことを、末筆にて強調致します。	上記No.35の回答のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
44	・意見内容 「運用通達」「提出書類通達」「包括許可取扱要領」において、新たに「と地域③」が設定されておりますが、この地域の位置づけを明らかにして欲しい。併せて、「国・地域」自体の集約化・見直しのご検討をお願い申し上げます。 例えば、「大量破壊兵器（NSG、AG、MTCR）用途関連」と「通常兵器（WA）用途関連」の分類ではなく、「兵器関連（NSG、AG、MTCR、WA）用途関連」と「その他用途関連」等のように。 ・理由 今後の国際情勢の変動への対応、及び申請等の手続や判断のミス予防・効率化を図るため。	国・地域の管理区分は、「と地域③」を含め、輸出管理レジームへの参加状況や輸出許可実績等を総合的に勘案したものです。ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
45	運用通達別表第1の別紙 1（4） 【意見内容】 「・・・、「い地域①」「い地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの」に「ろ地域」を追加して次のように修正する。 「・・・、「い地域①」「い地域②」「ろ地域（ち地域を除く。）」又は「り地域」を仕向地とするもの」 【理由】 今般の改正で、包括許可要領[別表A]が改正され、「ろ地域（ち地域を除く。）」向けの貨物等省令第1条第三号（輸出申告の際の重水素化合物の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。）が「特定」から「特別一般」になり、「と地域①」「と地域②」「り地域」との平仄を合わせる必要があるためです。	今回の包括許可制度の見直しの効果等も踏まえ、今後の制度のあり方を検討していきたいと考えております。
46	運用通達別表第1の別紙 2（17の2）（ロ） 【意見内容】 （17の2）を改正せず、（17の3）を新設し、次のようにする。 （17の3）輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十七号へ（四） に該当するものであって、「と地域③」又は「ち地域」を仕向地とするもの 【理由】 今般の改正で、「と地域③」向けは現行では「と地域②」に含まれていて、「特別一般」が適用で	国際的な平和及び安全の維持の観点から、貨物等省令第6条第十七号へ（四）に該当する貨物を「と地域②」及び「ち地域」に輸出する場合の個別輸出許可申請は本省で受け付けることとしました。従って、現行の「運用通達別表第1の別紙 2（17の2）（イ）から（ハ）までの各号」の貨物と同じ取り扱いとなることから、この部分を改正することとしました。このため、原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	きますが、「と地域③」が新設されて「と地域③」向け貨物等省令第6条第十七号へ（四）は「特定」しか適用できなくなっています。この改正と平仄を合わせる必要があります。	
47	・意見内容 役務通達 1（3）サ①で、「外国法人等」から「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の本邦内の支店、出張所その他の事務所」を除く案になっていますが、これらを除く理由をご教示いただければ幸いです。 ・理由 外国法人等の本邦内の事務所等は、本邦内にあるとはいえ、特定国に属する外国法人等と組織的な一体性があるようにも思われますが、これらを外国法人等から除いても、特定類型アプローチによる機微技術の国外流出防止という目的との関係では、特に支障がないとのご判断なのか伺いたく存じます。	「みなし輸出管理の明確化に関するQ&A」で既にお示ししているとおり、従前から「外国法人の日本支店は、特定類型における「外国法人等」に含まれない」と整理しており、本改正は、これを役務通達の文言上明らかにしたものです。また、外為法においては、「非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所」は従前から「居住者」とみなされております。 なお、「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の本邦内の支店、出張所その他の事務所」から外国にある当該「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」に対して技術提供を行う場合には、本改正の前後を問わず、外為法第25条第1項の管理対象です。
48	役務通達別紙1－4の誓約書の例の改正ですが、2022年5月1日以降に取得済みの誓約書について、改正後の様式で再取得する必要はないと理解しております。 また、改正施行後は、新様式での提出を依頼する予定ですが、もし旧様式で提出があった場合であっても再提出を依頼する必要はないとの理解ですが、問題ありますでしょうか？	本改正前に既に旧様式の誓約書を取得して特定類型該当性を確認した者から、新様式の誓約書を改めて取得する必要はありません。 また、本改正後は、新様式の誓約書を用いて特定類型該当性を確認いただくことが原則ではありますが、貴所において当面の間、旧様式の誓約書を用いて確認いただくことも差し支えありません。
49	〔御意見〕 特定類型の定義改正について、公布時に英文の提示をお願いしたい。 ・意見内容 役務通達1（3）「用語の解釈」サにおいて、「外国法人等」の定義箇所に「その本邦内の出張所その他の事務所を除く。」が追加される。公布に合わせて、英文の提示をお願いしたい。また、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」のp129～p134を改訂いただきたい。	現在、HPに掲載している誓約書の例の英語版及び「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」の関係箇所について、順次修正予定です。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	・理由 学内の規程や各種帳票類を、和文・英文ともに改版する必要があるため。	
50	提出意見： 様式16の2、17の2、18の2、23において、内線番号記載欄があるが、様式14の2では内線番号記載欄が無いとあるので、他の様式と合わせて頂きたい。	ご意見を踏まえ、内線番号記載欄を追加します。
51	提出意見： 様式16の2、17の2、18の2、23において、用紙サイズをA列3番（横書き）とする指定があるが、昨今、naccs等データ提出に移行している運用を考えると当該記載不要ではないかと思われる。	電子申請への移行は随時進めておりますが、今回の提出様式を用いる報告は現状電子申請に対応しているものではありません。ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
52	提出意見： 様式16の2、17の2において、他の様式にはメールアドレス記載欄があるので、併せてメールアドレス記載欄を設けて頂きたい。	ご意見を踏まえ、メールアドレス記載欄を追加します。
53	提出意見： 様式18の2において、輸出令別表第1番号記載欄があるが、当該様式は輸出令別表1 4-(8)のみ記載をすべき様式であるので、当該項目は不要ではないかと思われる。	ご意見を踏まえ、輸出令別表第1番号記載欄を削除します。
54	提出意見： 様式18の2において、個別許可証同様需要者（所有者）、需要者（使用者）と記載分けて頂きたいとご検討お願い致します。	所有者と使用者の記載をわけるとある場合には、需要者欄内、需要者の所在及び設置（使用）場所欄内にそれぞれ所有者と使用者がわかるようにかき分けをお願いします。ついては原案のとおりとさせていただきます。
55	提出意見： 様式18の2において、単価・総額は日本輸出時の買主との契約金額を記入すればよいのでしょうか？注釈等案内記載ご検討お願い致します。	単価・総額は日本輸出時の買主との契約金額を記入してください。申請者が結んでいる契約については把握可能だと考えております。ついては原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
56	18ページの「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表の中で、特別一般包括許可 4（1）丸1 は、ロ を追加するための改正と思われます。 しかし、＜改正後＞イ の「輸出令別表第1の3の項（2）8又は9・・・」となっていますが、この部分は＜現行＞と変わらず、「3の項（2）7又は9・・・」の間違いと思われます。	ご意見を踏まえ、修正します。
57	・意見内容 ① 輸出令別表第1の4の項（8）については、へ地域（ち地域除く）に対しても特別一般包括輸出許可が適用できる改正内容であるが、本貨物用の役務（特例が適用できないプログラム等）の外為令別表の4の項（1）についても 特別一般包括役務取引許可の適用対象となるよう希望します。 ② 本包括許可制度に係る最終用途誓約書の有効期限について、特別一般包括許可の有効期限である3年から延長を希望します。（5年など） ③ 仕様が樹脂製造用の二軸押出機は規制範囲から除く（運用通達などに追加）など、抜本的な規制仕様の見直しを希望します。 ・理由 樹脂製造用などの二軸押出機は汎用製品であり、世界中で製造されている事、推進薬用二軸押出機は特別な仕様で、樹脂製造用の二軸押出機とは全く異なる仕様と考えられ、汎用二軸押出機がデュアルユースにて推進薬の製造をすることは仕様の非常に難しいため。	輸出管理レジームの合意も念頭に、国際的な平和及び安全の維持の観点から規制が行われていますので、制度改正には慎重な検討が必要であると考えております。ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
58	輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物のうち、合成樹脂（複合材料を含み、貨物等省令第3条第七号に規定するものを除く。）の製造工程に用いられるもの 特別一般包括の範囲が上記変更予定となっております。この合成樹脂にはシリコンエラストマー（シリコンゴム）も含むと考えて宜しいでしょうか。もし『合成樹脂』の定義がございましたら、ご提示いただくと助かります。	ご意見を踏まえ、「合成樹脂」としていた箇所は「高分子材料」と修正します。
59	提出意見： P 3 7／7 7「特別一般包括の範囲／（1）イ」の改正後に記載の「輸出令別表第1の3の項（2）8又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）の輸出のうち、・・・」について、「8又は9」ではなく「7又は9」である＜誤記＞と考えます。	ご意見を踏まえ、修正します。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
60	提出意見： 「包括許可取扱要領」 (1)「別表A」「別表B」について、貨物等省令の同一項番で、特別一般包括許可の使用可否が異なる項目が増えている。使用可否が異なる項目においては、貨物等省令で省令項番を分けるなどの見直しをお願いできないでしょうか。 (2)「と地域2(と地域3を除く)」について、「と地域2」と「と地域3」で指定されている国は非常に似通っているため、どこの国が対象となっているのかわかりにくい。「と地域2(と地域3を除く)」を「と地域4」としてはいかがでしょうか。 ・理由 (1) 貨物等省令の同一項番で、包括許可の使用可否がわかれると、許可の使用において間違いが発生しやすく、事故につながりやすいため。また、他社より問い合わせがあった場合に、双方が理解していないと事故につながりやすいため。 (2) 「と地域2」と「と地域3」で指定されている国は非常に似通っているため、どこの国が対象となっているのかわかりにくいため。	分かりやすい制度に努めるべく、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
61	提出意見： 「ローマ数字7 2. 実績の報告等(1) マル2ストック販売の場合(上記マル1に該当する場合を除く。)(様式第16の2、様式第17の2)」と規定されていますが、この記述ではa)による相談に際して様式第16の2又は様式第17の2を用いることと規定されているように誤解してしまいます。したがって、まず「マル2 ストック販売の場合(上記マル1に該当する場合を除く。)」と修正して頂き、そのうえでb)の規定について「(前略) 実績を翌月末日までに貨物については様式第16の2、技術については様式第17の2を安保審査課に提出して下さい」と変更して頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正します。
62	提出意見： 包括許可要領改正案「ローマ数字7 2. 実績の報告等(1) マル2ストック販売の場合a)」に関し、安保審査課への相談が必要な場合においてストック先の事業者から確実に相談を頂けるよう、輸出者とストック先の事業者との間でその旨の誓約書を任意で交わしたいのですが、参考様式としてその誓約書を示して頂けないでしょうか。或いは産業界にてそのような参考様式を整えても差し支えないのでしょうか。	輸出者とストック先との間の相談等に係る誓約書は、取引関係等に応じて多様な内容となることが考えられるため、参考様式をお示しする予定はありません。また、産業界で参考様式を整えることは差し支えありません。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
63	提出意見： 包括許可要領改正案「ローマ数字7 2. 実績の報告等（1）マル2ストック販売の場合b）」に関してです。この改正案により、“い地域マル1”以外の地域であっても特別一般包括が適用可能な地域（例えば“い地域マル2”、“り地域”、“と地域マル2”）にストックした貨物・技術がその他軍事用途に引き当たった場合は事後報告で構わないと読めますが、その理解で宜しいのか教えて下さい。	ご理解のとおりです。
64	「包括許可取扱要領」において、輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、合成樹脂の製造工程に用いられるものを「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に特別一般包括の範囲を広げていただいた点について、当社連続式混合機では、天然ゴムなどの天然由来の材料も混練するため、「合成樹脂」ではなく「高分子材料」としていただけないでしょうか。 「合成樹脂」と「高分子材料」の意味合いはイコールではなく、高分子材料の方が意味が広いです。天然ゴムは合成樹脂に入りません。高分子材料に入ります。 （天然ゴムも包括適用範囲内に含まれるように、「合成樹脂」ではなく、「高分子材料」に文言を変えていただきたいと思います。） また、今回は貨物のみの適用範囲拡大ですが、将来的には役務においても特別一般包括役務取引許可の適用範囲を拡大いただきたいと思います。 当社連続式混合機では、原則、プログラム（ソースコード含む）を提供して初めて機械が動くような仕組みになっております。 現状は同時提供の特例の適用ができず、それゆえ個別に役務取引許可を取得しております。 しかし、当社連続式混合機は必ず装置とプログラム（ソースコード含む）一体で納入されるものになりますので、今後、輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物のうち、合成樹脂（→「高分子材料」への見直しを希望）の製造工程に用いられるものの使用の技術の「へ地域（ち地域を除く。）」への提供にまで特別一般包括役務取引許可の範囲を広げていただきたく、ご検討をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、「合成樹脂」としていた箇所は「高分子材料」と修正します。 特別一般包括役務取引許可に係るご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
65	包括許可取扱要領 I 1 1 （3） 【意見内容】 改正の必要はない。 【理由】 一般包括許可の失効規定ですが、ただし、一般包括許可が適用できる場合であって、マトリックス表をみる限り「特別一般/一般」はあっても「特別一般/一般/特定」あるいは「一般/特定」と	改正する当該規定案について、マトリックス表に各包括許可が重複する貨物・技術はありませんが、本取扱要領IIとの平仄をそろえて、IとIIIも同じ書きぶりを追加しました。ついては原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	表記されている貨物も技術ありません。	
66	包括許可取扱要領Ⅱ 4（１）①イ 【意見内容】 「イ 輸出令別表第１の３の項（２）<u>8</u>又は9に掲げる貨物」を「イ 輸出令別表第１の３の項（２）<u>7</u>又は9に掲げる貨物」と修正する。 【理由】 「8」は「7」の誤植です。	ご意見を踏まえ、修正します。
67	包括許可取扱要領Ⅱ 1 1（３） 【意見内容】 「・・・によって輸出又は提供したときには、・・・」を 「・・・によって輸出又は提供したときは、・・・」に変更する。 ※「ときには」を「ときは」に変更する。 【理由】 他の表記と平仄を合わせるためです。	ご指摘の本通達内での記載ぶりは、従来からこの記載をしています。ついては原案のとおりとさせていただきます。
68	包括許可取扱要領Ⅲ（１０）（３） 【意見内容】 改正の必要はない。 【理由】 特定包括許可の失効規定ですが、ただし、特定包括許可が適用できる場合であって、マトリックス表をみる限り「特別一般/一般/特定」あるいは「一般/特定」と表記されている貨物も技術もありません。	No.65の回答のとおりとさせていただきます。
69	包括許可取扱要領Ⅶ 1（８） 【意見内容】 原案) ⑤ 買主の名称、所在地の欄 買主の名称、所在地を記載してください。買主が複数の場合、別紙をご利用ください。	前項（包括許可取扱要領Ⅶ 1（７））との平仄をそろえて規定しています。ついては原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	⑥ 荷受人の名称、所在地の欄 荷受人の名称、所在地を記載してください。荷受人が複数の場合、別紙をご利用ください。 修正案) 上記⑤及び⑥に対し、<u>「ただし、⑤ 買主の名称、所在地の欄及び⑥ 荷受人の名称、所在地の欄は需要者と同じ場合は不要とする」</u>の注意書きを加える 【理由】 記載内容が重複するため。	
70	包括許可取扱要領Ⅶ 2 (1) 【意見内容】 「① 別表 1 から別表 4 までに規定する報告（様式第 1 6、様式第 1 7） 次に掲げる場合は、別表 1 から別表 4 までに掲げる条件に従って、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締めの輸出又は取引の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。 (中略) (注) 同一の契約に係る輸出又は取引が複数月に渡る場合は最初の輸出日又は取引を行った日を基準にまとめて提出して下さい。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。」 を 「① 別表 1 から別表 4 までに規定する報告（様式第 1 6、様式第 1 7） 次に掲げる場合は、別表 1 から別表 4 までに掲げる条件に従って、輸出又は取引を行った<u>日の属する月</u>ごとに、当該月末<u>日まで</u>の輸出又は取引の実績を翌月末日<u>又は次に掲げる場合を知った日の属する月の翌月末日</u>までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。 (中略) (注) 同一の契約に係る輸出又は取引が複数月にわたる場合は、<u>最初の輸出日又は取引を行った日を起算日として</u>まとめて提出してください。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、<u>当該契約に基づく見込みを記載してください</u>。また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。」に変更する。 【理由】 ストック販売以外の輸出や技術提供についても、必ずしも輸出又は技術提供に係る取引を行った月中	ご意見を踏まえ、「わたる」「ください」について修正します。 なお、その他の表記については、従来から本通達で使用している書きぶりであり、通達内の平仄をそろえて規定しています。また、輸出者（技術の提供者）は、自らが行った日本からの貨物の輸出又は技術の提供に係る取引を翌月末（取引時点から起算して、最低でも 1 箇月の余裕を確保）までに報告することができると考えます。については原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	に知ることができるとは限らないためです。 誤記と考えられる部分を変更するため、他の表記と合わせるため及び報告月について他の法令における一般的な表記とすることにより明確化するためです。	
71	包括許可取扱要領Ⅶ 2（１）①② 【意見内容】 ① の a) から「用いられるおそれがある場合」 b) から「利用されるおそれがある場合」を削除する。 ② の b) から「用いられるおそれがあること」「利用されるおそれがあること」を削除する。 【理由】 別表 1 から別表 4 を見ると「その他の軍事用途」に「用いられるおそれがある場合」、「利用されるおそれがある場合」等は報告の対象になっておらず、不一致が生じます。	ご意見を踏まえ、修正します。
72	包括許可取扱要領Ⅶ 2（１）② 【意見内容】 ① 「② ストック販売の場合（上記①に該当する場合を除く。）（様式 1 6 の 2、様式 1 7 の 2）」 を単に「② ストック販売の場合（上記①に該当する場合を除く。）」とする。 ② 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の「包括許可」の部分に、たとえば、「ストック販売 であって、需要者が確定し、当該貨物又は当該技術が大量破壊兵器等に用いられる、利用される等 を知った場合に経済産業省に相談するようになっているか。」等が追加されるか、確認したい。 【理由】 ① a) は「相談」であり、b) が「報告」でありますので、②の柱書に「（様式 1 6 の 2、様式 1 7 の 2）」を記述すると a) の「相談」にもこの様式を用いなければならないと誤解されてしまいます。 ② C P の改定も検討しなければならず、是非確認したい。	①に関しては、ご意見を踏まえ修正します。 ②に関しては、追加される予定はありません。
73	包括許可取扱要領Ⅶ 2（１）② a)	ストック販売は、需要者が確定していない輸出又は

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	【意見内容】 「相談」の様式を定め、a) 「・・・に先立ち安全保障貿易審査課に相談してください。」（様式××）とする。 【理由】 新しく「相談を行ってください。」と追加されましたが、どういうフォーマットで相談するかが規定されておりません。様式１３に「届出書」があるように「相談書」の様式を定めることが官民ともに共通のメリットになるものと考えます。そして、この様式××を相談結果の回答書にもできます。	利用する者が確定していない技術の提供であり、輸出者自身の厳格な取引審査を含む自律的行動を基礎として実施されていると考えております。そのため、包括許可を用いてストック販売された貨物等が核兵器等の開発等に用いられるのは極めてまれなケースと考えておりますところ、規制当局として、慎重かつ柔軟に相談に応じていくため、特に相談様式は定めておりません。
74	包括許可取扱要領Ⅶ ２（１）② a) 又は別紙１から別紙４ 【意見内容】 相談の回答期間を、例えば１４日間と明示をする。あるいは別紙１から別紙４に明記する。 【理由】 「届出」については、受理された日から１４日間、当該包括許可を用いて輸出又は取引を行わないこと（ただし、経済産業省ら当該輸出又は取引について異議がない旨の連絡を受けた場合を除く。）という規定があり、この「相談」についても期間を明示することによって、輸出者にとって今後の再販売や再提供の予定が見通せます。あるいは再販売、再提供はできないとは早期に通告するためにも是非回答期間の明示が必要であると考えます。	本規定は、包括許可の条件ではなく、規制当局が包括許可を受けた者に相談を求めるものです。ストック販売の状況に応じて、慎重かつ柔軟に対応する必要があるため、回答期間は明示しないこととしております。
75	包括許可取扱要領Ⅶ ２（１）② b) 【意見内容】 b) の「・・・安全保障貿易審査課に提出してください。」（様式第１６の２，様式第１７の２）とする。 【理由】 様式１６の２、１７の２はともに「実績報告書」（ストック販売）であり、b) にのみ係ることを明確にするためです。	No. 61の回答のとおりとさせていただきます。
76	包括許可取扱要領Ⅶ ２（１）② 【意見内容】 「b)・・・、当該情報を知り得た時点の月ごとに当該月の末締め再販売（再販売の予定を含む。）又は再提供（再提供の予定を含む。）の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出してください。」	表記については、従来から本通達で使用している書きぶりであり、通達内の平仄をそろえて規定しています。ついては原案のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	い。 （中略） （注）上記①及び②の用語の解釈は別表 1 から別表 4 までの定義を準用します。」 を 「b）・・・、当該情報を知った日の属する月ごとに、当該月の末日までの再販売（再販売の予定を含む。）又は再提供（再提供の予定を含む。）の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出してください。 （中略） （注）上記①及び②の用語の解釈は、別表 1 から別表 4 までの定義を準用します。」 に変更する。 【理由】 他の表記と平仄を合わせるため及び報告対象月について他の法令における一般的な表記とすることにより明確化するためです。	
77	包括許可取扱要領Ⅶ 2（2） 【意見内容】 「・・・貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。」であって、・・・」 を 「・・・貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。」であって、・・・」 に 変更する。 ※改正案中の5か所。 【理由】 他の表記と平仄をあわせるためです。	ご意見を踏まえ、修正します。
78	包括許可取扱要領Ⅶ 2（5） 【意見内容】 「報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括輸出許可にあつては当該許可の・・・、特定子会社包括役務取引許可にあつては当該許可の対象技術・・・。」を次のように修正する。 「報告の内容は、仕向地又は提供地別に、<u>特定子会社包括許可の輸出にあつては当該許可の・・・、特定子会社包許可の役務取引にあつては当該許可の対象技術・・・。</u>」 【理由】 「特定子会社包括輸出許可」「特定子会社包括役務取引許可」はなく、「特定子会社包括輸出・役務取引許可」です。	ご意見を踏まえ、修正します。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
79	包括許可取扱要領（別表１） 【意見内容】 Ⅶ２（１）②　a）で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。 【理由】 Ⅶ２（１）②　a）で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	本規定は、包括許可の条件ではなく、包括許可を受けた者に相談又は報告を求めるものです。については原案のとおりとさせていただきます。
80	包括許可取扱要領（別表１） Ⅶ２（１）②　b）で新しく規定されたストック販売の報告を規定し、様式第１６の２で報告することもきちんと規定する。 【理由】 Ⅶ２（１）②　b） ）で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、「様式第１６の２」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	
81	包括許可取扱要領（別表２） 【意見内容】 Ⅶ２（１）②　a）で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。 【理由】 Ⅶ２（１）②　a）で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	
82	包括許可取扱要領（別表２） 【意見内容】 Ⅶ２（１）②　b）で新しく規定されたストック販売の報告を規定し、様式第１７の２で報告する	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	こともきちんと規定する。 【理由】 VII 2（１）② a）で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、「様式第 1 7 の 2」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	
83	包括許可取扱要領（別表 3） 【意見内容】 VII 2（１）② a）で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。 【理由】 VII 2（１）② a）で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	
84	包括許可取扱要領（別表 3） VII 2（１）② b）で新しく規定されたストック販売の「報告」を規定し、様式第 1 6 の 2 で報告することもきちんと規定する。 【理由】 VII 2（１）② a）で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、「様式第 1 6 の 2」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	
85	包括許可取扱要領（別表 4） 【意見内容】 VII 2（１）② a）で新しく規定されたストック販売の「相談」を規定し、様式第××で相談することもきちんと規定する。 【理由】 VII 2（１）② a）で新しく規定されたストック販売の「相談」が「条件」にも規定されておらず、「様式第××」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
86	包括許可取扱要領（別表４） 【意見内容】 Ⅶ２（１）②　ｂ）で新しく規定されたストック販売の報告を規定し、様式第１７の２で報告することもきちんと規定する。 【理由】 Ⅶ２（１）②　ａ）で新しく規定されたストック販売の「報告」が「条件」にも規定されておらず、「様式第１７の２」も「許可条件の適用」に規定されておらず、両者を規定する必要があります。	
87	包括許可取扱要領様式１６の２、１７の２、１８の２、２３の注（４） 【意見内容】 「・・・複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準に・・・」を 「・・・複数月にわたる場合は、最初の輸出又は提供を行った日<u>の属する月から起算して</u>・・・」に変更する。 【理由】 表記上平仄を合わせるため及び報告様式が月次ベースになっているためです。 ※「渡る」は「わたる」の誤記と思料します。 なお、様式には「ください」と「下さい」が用いられていて、統一が必要です。	ご意見を踏まえ、「わたる」「ください」については修正します。なお、「行った日を基準に・・・」については、従来から本通達で使用している書きぶりであり、平仄をそろえて規定しています。については原案のとおりとさせていただきます。
88	包括許可取扱要領様式１８の２ 【意見内容】 表の「輸出令別表第１番号」の欄を削除する。 【理由】 表題に（<u>輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物</u>）であって・・・とあります。	No. 53の回答のとおりとさせていただきます。
89	提出意見： 輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物のうち、 合成樹脂（複合材料を含み、貨物等省令第３条第七号に規定するものを除く。） の製造工程に用いられるもの 上記の包括許可取り扱いの変更について、貨物のみが変更となっており、	ご理解のとおりです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方																																						
	その技術の輸出については従来通りという理解で宜しいでしょうか。																																							
90	「と地域②」の個別許可申請手続きについて …《提出書類通達》《包括許可取扱要領》 【意見】 ・《輸出令》別表第1の7項(16)／《貨物等省令》6条十七号へ(四)貨物の、「と地域②（但し「と地域③」を除く）」向け取り扱いは「Aセット書類・局申請」でよいのではないのでしょうか？ 【理由】 ・改正案では上記貨物の「と地域②」向けは一様に「B 2セット書類・本省申請」となっています。一方、包括許可の適用は、「と地域②」向けであっても、（下表の通り）そのうち「と地域③」と「それ以外」（シンガポール等）を分けています。 改正前 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">と①</td><td rowspan="2">ち</td></tr><tr><td>い①</td><td>り</td><td>と②</td></tr><tr><td>個別</td><td colspan="3">Aセット・局</td><td>Cセット・本省</td></tr><tr><td>包括</td><td>特別一般・一般</td><td colspan="2">特別一般</td><td>—</td></tr></table> ↓ 改正後 <table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="3">と①</td><td rowspan="3">ち</td></tr><tr><td rowspan="2">い①</td><td rowspan="2">り</td><td>と②</td></tr><tr><td>と③ 以外 (シンガポール等)</td><td>と③</td></tr><tr><td>個別</td><td colspan="2">Aセット・局</td><td>B 2セット・本省</td><td>Cセット・本省</td></tr><tr><td>包括</td><td>特別一般・一般</td><td>特別一般</td><td>特定</td><td>—</td></tr></table>		と①			ち	い①	り	と②	個別	Aセット・局			Cセット・本省	包括	特別一般・一般	特別一般		—		と①			ち	い①	り	と②	と③ 以外 (シンガポール等)	と③	個別	Aセット・局		B 2セット・本省	Cセット・本省	包括	特別一般・一般	特別一般	特定	—	国際的な平和及び安全の維持の観点から、貨物等省令第6条第十七号へ（四）に該当する貨物を「と地域②」及び「ち地域」に輸出する場合の個別輸出許可申請は本省で受け付けることとしました。従って、現行の「運用通達別表第1の別紙 2（17の2）（イ）から（ハ）までの各号」の貨物と同じ取り扱いとなることから、この部分を改正することとし、提出書類も同等としています。このため、原案のとおりとさせていただきます。
	と①			ち																																				
	い①	り	と②																																					
個別	Aセット・局			Cセット・本省																																				
包括	特別一般・一般	特別一般		—																																				
	と①			ち																																				
	い①	り	と②																																					
			と③ 以外 (シンガポール等)		と③																																			
個別	Aセット・局		B 2セット・本省	Cセット・本省																																				
包括	特別一般・一般	特別一般	特定	—																																				

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方								
	・「と地域②」向けを（「と地域③」と「それ以外」を分けずに）「B 2セット・本省申請」とするのは、《省令》6条十八号・二十二～二十四号における窒化ガリウム品に同等という意味での合理性もあることとは思いますが。しかし同時に、今回特に《運用通達》で「と地域③」の区分を新設したにもかかわらず、同通達中での取り扱いに変化がないようにも見えます。 一方《包括許可取扱要領》では、これによって《省令》6条十七号へ(四)貨物に対する取り扱いを、シンガポール等向けについては上記窒化ガリウム品と異なるようにしていることを考えると、個別許可の手続きにそれを反映させてもよいのではないのでしょうか？									
91	「技術、提供先国及び提出書類」の表記について …《提出書類通達》別表 2 【意見】 ・別表 2 の下記記述中、下線を施した「及び」は「又は」に変更した方が適切だと思います。 <table><tr><td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術</td></tr></table> 【理由】 ・ここで対象にしているのは右図の黄色の部分だと思います。 それならば「又は」が適切でしょう。 ・もし「及び」を使うと 上段では「付表 1」と「付表 2 (但し1(ロ)2(ロ)以外)」の両方に同時に掲げるもの（両方に該当するもの）、という意味になってしまいます。 <table><tr><td>付表 1</td><td></td></tr><tr><td>付表 2 の 1(ロ)</td><td rowspan="2">付表 2 技術のうち、左記の 1(ロ)と2(ロ)を除いた残り</td></tr><tr><td>付表 2 の 2(ロ)</td></tr></table> ・この表現は、改正前の規定でも使われています。 <table><tr><td>外為令別表の 5 から 13 までの項の中欄に掲げる技術であって、別表 2 の付表 1 及び別表 2 の付表 2 に掲げる技術</td><td>「い地域①」及び「り地域」</td></tr></table> つまり以前からの瑕疵だったわけです。 ・一方、きちんと「又は」を使った規定も存在します。	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術	付表 1		付表 2 の 1(ロ)	付表 2 技術のうち、左記の 1(ロ)と2(ロ)を除いた残り	付表 2 の 2(ロ)	外為令別表の 5 から 13 までの項の中欄に掲げる技術であって、別表 2 の付表 1 及び別表 2 の付表 2 に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」	ご意見を踏まえ、修正します。
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術										
付表 1										
付表 2 の 1(ロ)	付表 2 技術のうち、左記の 1(ロ)と2(ロ)を除いた残り									
付表 2 の 2(ロ)										
外為令別表の 5 から 13 までの項の中欄に掲げる技術であって、別表 2 の付表 1 及び別表 2 の付表 2 に掲げる技術	「い地域①」及び「り地域」									

No.	御意見の概要		御意見に対する考え方										
	<table><tr><td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1 <u>又は</u>別表2の付表2に掲げる技術（後略）</td><td>「り地域」</td></tr></table> もし「及び」が正しい用法であるなら「又は」を使った上記（「り地域」）規定の書き方は誤りということになります。（結局、どちらかを修整しなければならないわけです） ・今回の改正箇所以外で、不適切と思われる「及び」の記述も併せてあげておきます。 <table><tr><td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術を除く。）</td><td>と地域① （り地域を除く）</td></tr><tr><td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術を除く。）</td><td>ち地域</td></tr><tr><td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術</td><td>と地域②</td></tr><tr><td>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u>別表2の付表2に掲げる技術</td><td>ち地域</td></tr></table>		外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1 <u>又は</u> 別表2の付表2に掲げる技術（後略）	「り地域」	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	と地域① （り地域を除く）	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	ち地域	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	と地域②	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	ち地域	
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1 <u>又は</u> 別表2の付表2に掲げる技術（後略）	「り地域」												
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	と地域① （り地域を除く）												
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術（ただし、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術を除く。）	ち地域												
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	と地域②												
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	ち地域												
92	提出意見： 届出書、報告書、誓約書等において、法人である事業者については法人番号の記載を行わせるようにすべきと考える。 その方が行政機関における能率及び公正性に資すると考えるが、経済産業省貿易経済協力局（輸出入関係事務における法人番号利活用を病的に嫌い、各種行政機関、地方公共団体他の事務の効率と公正性の向上の足を引っ張るものであろう（銃器関係の事務のみようやく令和4年から法人番号の記載が行われるようになってきたようだが。）。輸出入関係事務のほぼ全てを取扱い、かつ輸出入関係事務の効率と公正性の向上をまとめて足踏みさせ、その事により日本の公安及び国際社会の障害となっている部署であろう。通常なら、法人番号の利活用を行うようにしていくはずである。）は、輸出入関係事務について、外為法規制に係るものについて、またしないものについても、法人番号の利活用を行うようにされたい。		7月1日以降、新規申請は原則NACCSシステムを利用した電子申請のみになっており、当該システムを利用するための申請者情報の登録の際に、既に法人番号の届出を求めています。										

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	意見は以上である。	
93	提出書類通達別表 1 7の項（２）、（１６）、（１８）・・・（と地域②） 【意見内容】 改正の必要はない。 【理由】 ここに輸出令別表第１の７の項（１６）、貨物等省令第６条第十七号を含めるのは適切ではありません。	No. 90の回答のとおりとさせていただきます。
94	提出書類通達別表 1 輸出令別表第１の７の項（１６）、貨物等省令第６条第十七号 【意見内容】 輸出令別表第１の７の項（１６）、貨物等省令第６条第十七号に関しては、「と地域②（と地域③）を除く。」」向けと「と地域③」向けをそれぞれ規定する。 【理由】 包括許可要領でも輸出令別表第１の７の項（１６）、貨物等省令第６条第十七号の関しては、「と地域②（と地域③を除く。）」向けは「特別一般」、「と地域③」向けが「特定」と規制に差異があり、個別許可申請でも申請書類等に差異があつてしかるべきと考えます。	No. 90の回答のとおりとさせていただきます。
95	提出書類通達別表 2 輸出令別表第１の７の項（１６）、貨物等省令第６条第十七号に係る技術 【意見内容】 輸出令別表第１の７の項（１６）、貨物等省令第６条第十七号の技術に関して、「と地域②（と地域③）を除く。」」向けと「と地域③」向けをそれぞれ規定する。 【理由】 包括許可要領でも輸出令別表第１の７の項（１６）、貨物等省令第６条第十七号の技術関しては、「と地域②（と地域③を除く。）」向け、「と地域③」向けが「特定」となっています。個別許可申請でも申請書類等を包括の「特定」と同程度の適切なものとするべきと考えます。	No. 90の回答のとおりとさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
96	明らかガイドラインに追加される「軍事用途」の定義について ・意見内容 今回、明らかガイドラインに⑱項として、外国ユーザーリスト相手先への軍事用途の貨物・技術の提供を確認することになっているが、「軍事用途」とは何か？その定義・判断基準を明示していただきたい。 特に、通常兵器キャッチオールで確認する輸出令別表第1の1の項中欄の武器の開発・製造・使用と重なる場所と重ならない場所がある場合、重ならない場所を明確に示してほしい。 ・理由 現代の貨物・技術はほぼデュアルユースであり、個々の用途が「軍事用途」に当たるかどうかの判断は容易でない。明確なガイドラインを提供していただき、本規制の実効性を高めるべき。	「軍事用途」とは、包括許可取扱要領の別表1等で規定されている「核兵器等の開発等」及び「その他の軍事用途」を指します。 それぞれ次の通りです。 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指します。 「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指します（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。 ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 ③ ①に用いる銃砲弾 ④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。） ⑤ 上記のものの部分品 ⑥ 産業用の発破器 ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品
97	提出意見： 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の1 輸出者が確認すべき事項の改訂がありますが、経済産業省の安全保障貿易HP 安全保障貿易の概要＞キャッチオール規制のページの「手順、フローなどについて」に記載がある、「許可申請に先立ち「事前相談」を行いたい場合」にリンクがある「客観要件確認シート」の明らかガイドラインシートが添付されていますが、こちらでも更新されるのでしょうか。	今回の明らかガイドラインの改正が決まりましたら、更新予定です。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
98	・意見内容 追加される「明らかガイドライン」の⑩で、「軍事用途に用いられる（利用される）旨」とありますが、ここでいう「軍事用途」とは具体的にはどのようなことでしょうか。既存の法令・通達のなかで何らかの定義がなされているのでしょうか。ご教示いただければ幸いです。 ・理由 「軍事用途」という言葉からある程度の判断はできると思いますが、法令・通達で定義されているのであれば、それを理解した上で適切に判断していきたいと存じます。	No. 96の回答のとおりとさせていただきます。
99	・該当箇所 政令・省令・通達改正案76枚目（別紙5）「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表の「改正後」 ・意見内容 「⑩ 外国ユーザーリスト（令和4年3月10日付け20220307貿局第2号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。」の下線部「され」を削除し、「記載若しくは記録されていないこと」に修正すべき。 ・理由 原案の「記載され若しくは記録されていない」は、一読しただけでは前半部の「記載され」が否定を意味するものと直感されず、肯定を意味しているかの如き感覚を受けるため、誤解を避けるべく「記載若しくは記録されていない」に訂正すべきと考える。	ご意見のとおり修正します。
100	〔御意見〕 明らかガイドラインで追加される確認項目は、核兵器等の開発等に用いられないことの確認及び通常兵器キャッチオール用途確認と同等との認識でよいか、確認したい。 ・意見内容 補完規制通達1（6）の明らかガイドラインに、⑩の軍事用途に関する確認が追加されるが、具体的な確認内容は、核兵器等の開発等に用いられないことの確認及び通常兵器キャッチオール用途確認	「軍事用途」の定義は、No. 96の回答のとおりです。外国ユーザーリスト掲載団体への輸出については、軍事用途に関し、より慎重に審査をすることを推奨する趣旨で追加したものです。明らかガイドラインで示す内容は、通常兵器キャッチオール用途確認と同じではありません。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	と同等との認識でよいか、確認したい。 ・理由 施行後運用するにあたり、正しい理解をしておきたいため。	
101	補完規制通達 1（6）⑱ 【意見内容】 今回の「補完規制通達」の明らかガイドラインの改正は、改正条文の発表にとどまり、公式の説明資料がないため、背景、趣旨がわかりにくく、誤解を招くことが懸念されます。このため、以下の点について確認をお願いします。 ○大量破壊兵器キャッチオール（CA）規制の体系下にある「明らかガイドライン」に、通常兵器CAの規制条文と同様の内容が入ってくことに違和感があります。 これは、現在、通常兵器CAはインフォーム要件のみ（武器禁輸国向けのみ客観要件も適用）であるところを、実質的に武器禁輸国向け以外に客観要件を制度化することなのではないかとの疑問や、その項目に該当したら直ちに許可申請義務が生じるのではないかとの誤解などが広がり、混乱を招くおそれが懸念されるところです。 今回の措置は、そのような趣旨によるものではないと理解しています。つまり、外国ユーザーリスト掲載企業向けのものが軍事用途に使われるとの情報がある場合に許可申請を求める（＝通常兵器CAの客観要件を武器禁輸国向け以外にも実質的に拡大する）趣旨ではなく、あくまでレッドフラグとしてのチェックと、必要に応じての相談を促すとの趣旨に留まり、レッドフラグ以上に新たな義務付けを行う趣旨ではないと理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。 ○従来、キャッチオール規制は、「大量破壊兵器」と「通常兵器」とで峻別して規制をしてきています。今回の通達改正で、大量破壊兵器開発等のおそれがある場合を判断するレッドフラグである「明らかガイドライン」の中に、通常兵器の開発等の情報がチェック項目として追加されることの趣旨がわかりにくいところがあります。 (1) おそらく、大量破壊兵器開発等と通常兵器開発等の間で重なる部分が出てきているとの背景、趣旨ではないかと思いますが、具体的にどのような分野でその双方の開発等につながる可能性があるのか、ご説明をお願いします。 (2) 外国ユーザーリストには指定区分がありますが、通常兵器関連の軍事用途の関係で懸念がある	○明らかガイドラインは、核兵器等開発等省令第二号及び第三号に規定する「明らかなとき」を判断するためのガイドラインであり、本ガイドラインに基づき厳正に審査を行うことを推奨するものです。明らかガイドラインは、許可申請を義務づけるものではありません。 ○（１）については、例えば、ミサイル、無人航空機、各種要素技術の分野では、大量破壊兵器と通常兵器の技術が重なる部分があると考えております。 （２）については、対象となる貨物・技術は幅広いため、通常兵器関連の用途を指定することは困難であると考えております。 ○通常兵器キャッチオールのインフォームの要否は、今般の明らかガイドラインの改正とは別の問題と考えております。今般の明らかガイドラインの改正は、現下の厳しい安全保障情勢を踏まえ、大量破壊兵器キャッチオールをより適切に運用することを目指すものです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	のは、その指定区分に関係する分野だと思います。「軍事用途」といっても幅広いですから、その指定区分ごとに、どのような通常兵器関連の軍事用途が懸念されることになるのかを整理・公表していただくことのご検討をお願いします。それによって注意すべき具体的対象もイメージされてきますし、ご相談にいく必要性の有無の判断も容易になると思います。 ○「軍事用途であるとの情報を得ている場合」に、その軍事用途の内容と、外国ユーザーリストの指定区分とは直接の関係がない場合もあると思われます。その場合、通常兵器CAによってインフォームがかけられることはあるのでしょうか。 もしそうだとすると、やはり大量破壊兵器CAの体系下で、実質的に通常兵器CAの運用がなされることになりまして、以前から経産省にご相談に行った企業から提起されている、「大量破壊兵器関連の懸念で相談に行ったら、むしろ通常兵器関連で詳しく調べられてインフォームをかけられた」との運用への困惑・不満を増幅させるおそれがあります。 そのような運用は適切ではなく、通常兵器CAのインフォームにつなげる狙いがもしあるのであれば、通常兵器CAの枠組みの中で手当てすることが必要と考えます。 【理由】 誤解や混乱を避けるためです。	
102	補完規制通達1（6）⑩ 【意見内容】 ①・改正対象の補完規制通達中のいわゆる「明らかガイドライン」は、核兵器等開発等省令／告示第2号、第3号の除外要件と位置づけられ、特に、[外国ユーザーリスト掲載企業・組織]に分類される、⑩及び改正後の⑪は、外国ユーザーリスト（＝「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」）に関するものであり、大量破壊兵器キャッチオール規制に関するものと理解しています。 ・その前提で、大量破壊兵器の定義より広い「軍事用途」という概念を新たに導入することについては、元来の法令の趣旨を超えた過剰な規制となってしまう恐れがあります。 ・従って、本改正の目的と法令解釈の合理性について丁寧な説明を行った上で、本項目では、大量破壊兵器に係る軍事用途と限定していただくことを希望します。なお、通常兵器に係る軍事用途の確認を求めるとの趣旨である場合には、補完規制全体の制度を見直すべきと考えます。 ②キャッチオール規制の「明らかガイドライン」への項目追加について、改正の背景や特に気を付けるべき内容、「軍事用途」の定義について、別途説明会等の開催を強く希望します。	①外国ユーザーリスト掲載団体は、既に大量破壊兵器に関与していると考えられる団体なので、通常兵器に使われることがわかっているのであれば、『核兵器の開発等以外のために用いられることが明らか』とは言えない場合があることから確認を推奨するものです。 ②許可申請をされる方々との適切なコミュニケーションに努めて参ります。 ③④「軍事用途」の定義については、No. 96の回答のとおりです。 ⑤今般の明らかガイドラインの改正は、現下の厳しい安全保障情勢を踏まえ、大量破壊兵器キャッチオ

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	③「軍事用途」の定義について ・「軍事用途」という言葉の定義は必ずしも明確ではないため、解釈の幅が相当広く、運用のばらつきや恣意的な解釈を招きかねないと考えます。 ・「明らかなガイドライン」での本項目の具体的な取扱いについて明らかにしていただくことを希望します。 ④ 「輸出者が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」に新たに「⑱」として追加された内容においては「軍事用途」という用語が使用されていますが、当該用語の明確な定義について規定されているものがございません。そもそも「核兵器等の開発等」の用途に関しては核兵器等開発等省令(又は核兵器等開発等告示)第一号に該当し即許可が必要となること、またリスト規制該当品目の取引においては「包括許可取扱要領」に則り、輸出令別表3に掲げる地域以外向けの取引時に「その他の軍事用途」である場合に特別一般包括許可が「失効」となる点を勘案すれば、「その他の軍事用途」と同様の定義(通常兵器の開発、製造又は使用)であることが推測されますが、もし本解釈が正しいのであれば明記が必要かと思われます。 「軍・国防用特殊仕様の武器以外の品目に関する取引」「軍・国防機関を需要者とする武器以外の汎用品の取引」等々、「軍事用途」「民生用途」の判断が困難なケースも多々あることから、ご検討をお願い致します。 ⑤ 1. 昨今の情勢を鑑みるに、補完規制の強化は重要と考えます。今後の課題となるかもしれませんが、次のアイデアも一案と考えます。「大量破壊兵器キャッチオールガイドライン見直し」とのことですが、むしろ、通常兵器(軍事用途)キャッチオール規制の運用強化のように見えます。もしそうであれば、「(6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」よりも、「1. (4) 用途の確認 2) 通常兵器」の項目で扱うのが妥当なように思います。 2. もしくは、大量破壊兵器と通常兵器の技術の垣根がなくなりつつあることを踏まえ、現行の「大量破壊兵器」の定義に当てはまる用途の確認にとどまらず、より慎重な検討を輸出者に求めるとの趣旨であれば、その意図を明確にさせていただくのが良いと思われます。 3. 原案が採用された場合、外国ユーザーリスト掲載企業向けの輸出は、通常兵器用途であっても輸出許可申請が必要になるのでしょうか。 【理由】	ールをより適切に運用することを目指すものであり、通常兵器キャッチオールとは別のものです。今般の改正により「許可申請が必要になる」というものではありません。明らかなガイドラインは、核兵器等開発等省令第二号及び第三号に規定する「明らかなとき」を判断するためのガイドラインであり、本ガイドラインに基づき厳正に審査を行うことを推奨するものです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	輸出管理に従事する者の疑問、懸念、不安等をそのまま「意見内容」としました。これらに応えていただけることを期待します。	

※誤表記や用語の統一等に関する御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきます。また、公示時の案から、一部法令用語等について技術的な修正をさせていただきます。